

**平成30年北海道胆振東部地震に係る  
令和2年度震災特別措置要項（授業料等納付金の減免措置）**

1. 対 象

令和2年度薬学部入学者で次に該当する者。

- ①平成30年北海道胆振東部地震により主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合
- ②主たる家計維持者が所有し、居住する自宅家屋が「平成30年北海道胆振東部地震にかかる災害救助法適用地域」にあつて、被災した場合

※ 医学部の学生は対象としない。

2. 特別措置内容（令和2年度適用）

対象者		特別措置内容(※2)
主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明		入学金、授業料、施設設備費を半額免除
主たる家計維持者が所有し、 居住する自宅家屋（※1）	全壊・ 大規模半壊	入学金、授業料、施設設備費を1/4免除

※1. 居住する自宅家屋が持家でない場合は、減免の対象としない。

※2. 入学者は、いったん入学金・施設設備費を納入のうえ、返還手続きをとることとする。  
(大学院生を含む。)

3. 提出書類

令和2年度入学金・施設設備費の返還願、令和2年度授業料の減免願（必須）と、下記①～②に記載された書類。

①家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合；次のいずれかの書類1部。

- (ア) 死亡証明書（死亡届）の写し
- (イ) 死亡した方の戸籍（除籍）謄本の写し
- (ウ) 葬祭を行った証書の写し
- (エ) 行方不明の証書（警察への届出書）の写し

②家屋損壊の場合；住民票謄本（各記載事項に省略事項がなく、被災時に罹災住所に居住していたことがわかるもの）、罹災証明書の写し及び登記事項証明書（建物）の写し

上記の書類を提出できない場合は、相談に応じる。

4. 審査

- ①提出書類に基づき、薬学部学生委員会が特別措置適用の可否について審査を行う。
- ②薬学部学生委員会から審査結果を学長に報告し、学長が適用者を決定する。

5. 対応期間

令和2年度限りの措置とする。